

判決年月日	平成 1 9 年 2 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 8 年(ネ)10090号		
○ 中小企業診断士試験用教材の原稿の複製権を侵害するテキストを教材として、被告が中小企業診断士試験用講座の業務委託を受ける形態で利用していた事案において、著作権（複製権）侵害につき著作権法 1 1 4 条 3 項に基づき損害額を算定するに当たり、侵害品の当該利用形態に即して損害額を算定した事例			

（関連条文）著作権法 1 1 4 条 3 項

本件は、著作権（複製権等）侵害及び著作者人格権侵害を理由として損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決である。

X が、Y 2 からの依頼により、中小企業診断士試験用教材の原稿（X 著作物）を著作したところ、Y 2 の代表者（当時）であった Y 1 は、X に無断で、上記原稿に基づいて別の原稿を作成した上で Y 3（大手予備校）に引き渡し、Y 3 は X の複製権を侵害するテキストを作成した。

本判決は、一審判決と同様、Y らによる著作権（複製権）及び著作者人格権の侵害を認め（ただし、Y 2 については、民法 4 4 条 1 項に基づく責任）、X の損害賠償請求につき一部を認容した。

本件事案においては、Y 2 は、X の著作権を侵害するテキストを教材として利用する中小企業診断士試験用講座について、Y 3 から業務委託を受け、その報酬を受領していた。

一審判決は、X 著作物の著作権（複製権）侵害につき、Y 2 と Y 3 との間の業務委託契約（本件業務委託契約）上の「テキスト作成料料」の条項に定められた金額に従って著作権法 1 1 4 条 3 項の損害額を算定した。これに対して、本判決は、「Y 3 と Y 2 との間で締結された本件業務委託契約は、Y 2 が Y 3 から中小企業診断士試験用講座に関して、テキスト作成、答案添削等を含めた講義について、個々の的に分離して実施するのではなく、あくまでも包括的に業務委託を受けることを前提としたものであるから、同契約書に記載された各報酬費目は、Y 3 から Y 2 に対して支払われる委託報酬総額について、各報酬費目ごとに便宜的に割り付けて決められた性質を有する面があることも否定できない。そして、本件テキストは合計 3 5 0 部印刷されているが、この印刷部数は概ね 5 年間の講義において使用することを念頭に置いたものである。また、本件テキストは、その性質上、Y 3 の委託により実施される上記講座の講習生のみ配布されるものであるから、これを入手しようとする者は、受講料全額を支払って受講生となるほかない。上記のような事情を勘案するときは、X 著作物の著作権侵害行為について著作権法 1 1 4 条 3 項に基づき損害額を算定するに当たって、本件業務委託契約上のテキスト作成料の規定を形式的に適用することは相当ではなく、上記講座の委託につき支払われる報酬総額や本件テキストの利用

方法の特殊性等の各事情を総合考慮して」損害額を算定するのが相当であると判示して、著作権（複製権）侵害による損害額を一審判決認容額よりも増額した。

なお、著作者人格権侵害を理由とする損害についても、本判決は、一審判決の認めた金額を増額している。

著作権法 114 条 3 項の損害額の算定について、実務上参考となる判決であり、紹介する次第である。